

「みやざき建設産業担い手ポータルサイト（仮称）」構築業務委託仕様書

1 委託業務名

「みやざき建設産業担い手ポータルサイト（仮称）」構築業務

2 業務委託の概要

若年者を中心とする担い手の確保・育成につなげるため、建設産業の魅力ややりがい、個別の企業情報と併せて、企業が求める情報（支援制度、採用活動情報等）を一体的に発信するポータルサイトを構築する。

3 ターゲット

県内外を問わず、県内での就職を希望する学生や、若年求職者、その保護者及び建設関連業者を対象とする。

4 委託期間

契約締結日から令和5年3月31日まで。

5 委託料

6,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

6 業務委託内容

（1）全体のコンセプト

- ・ これから就職する人(UIJターンを含む。)が初歩から建設産業を理解でき、既に興味のある人や、建設産業に関わる者も知識や関心を深められるポータルサイトを作成する。
- ・ 全体の構成は、「みやざき建設産業就活ガイドブック2022」（以下「ガイドブック」という。）のWeb化をベースとし、新規コンテンツを付加していく。

※ガイドブックは、宮崎県ホームページ上（下記URL先）で閲覧可能。

【URL】<https://www.pref.miyazaki.lg.jp/kanri/shigoto/kokyojigyo/20220319132121.html>

- ・ 大きく、以下の5つの業務を委託する。
 - ① 建設産業の概要や魅力等を伝えるポータルサイトの構築
 - ② 建設産業魅力発信動画の制作（2本程度）
 - ③ 県内企業の情報を掲載する「企業紹介ページ」の文章・デザイン校正（100社上限）
 - ④ 先輩インタビュー記事の作成（10名程度）
 - ⑤ 特集ページ記事の作成（3本程度）

※②～⑤はポータルサイト内に掲載

(2) 構成・内容

① ポータルサイトの構築

- ・ ページのコンテンツ、構成等の企画、設計、編集及びデザイン等は、受託者が原案を作成し、それに基づいて県と協議の上、行う。
- ・ ページのデザイン及びレイアウトは、サイト全体の統一感を持たせること。
- ・ PC やタブレット、スマートフォンなど、多様なデバイスからの閲覧にも最適な表示が可能なマルチデバイス対応を行うこと。
- ・ 令和5年度以降のコンテンツの更新や管理は、本県の職員等が実施するため、特別な知識を必要とせず簡易な操作でページの作成・修正が出来る機能を有すること。ただし、更新数が多い場合や、デザインを大きく変更するような場合は、別途、委託し、受託者にて作業を行う。
- ・ 企業紹介のページは、企業名、地区別、業種別等で絞り込みが可能な検索機能を備えること。
- ・ ツイッター、LINE、YouTube等のSNSとの連携機能を備えること。
- ・ SEO対策を念頭に入れたホームページを構築すること。
- ・ そのほか、現段階におけるサイト上のコンテンツについては、別紙1「サイトマップ案」、「サイトイメージ案」に掲げる項目を参照。

② 建設産業魅力発信動画の制作

- ・ 3K（きつい・汚い・危険）から新3K（給料・休日・希望）へと変化するつつある建設産業のイメージ向上を図るような、魅力発信動画（60秒程度）を2本程度作成する。
- ・ 内容については、ガイドブック20～21ページの内容を参照する。
- ・ 構成等は、受託者が原案を作成し、それに基づいて県と協議の上、制作する。
- ・ 資料収集、現地取材及び動画撮影等、動画作成にかかる一切の業務は受託者が行う。
- ・ 作成した動画は、サイトへの掲載に加えて、mov形式またはmp4形式のデータを県に提供すること。
- ・ 納品された動画の著作権は県に帰属する。また、成果品は県が作成する各種情報提供媒体をはじめ、各種イベント等に随時使用、複製及び二次利用ができるものとする。

③ 県内企業の情報を掲載する「企業紹介ページ」の文章・デザイン校正

- ・ 令和4年度の掲載企業数は100社を上限とする。各社のページ構成はガイドブックを参照すること（※）。
- ・ 掲載企業は県で選定する。掲載する文章は、掲載企業各社が作成した文案を県で集約したうえで受託者に提供する。受託者はこの内容をもとにデザイン・文章を校正するが、このとき必要になる画像データは受託者が掲載企業から直接入手すること。
- ・ このため、対面での取材は必須としない。校正方法は電子メールや電話、またオンライン形式（Zoom等）で可。

- ・ 文字数、画像数については県と適宜協議・調整して決定するが、目安として、文字数は1社あたり300文字程度、画像は、1本あたり2～4点を想定している。
 - ・ 掲載する項目は、企業概要、処遇情報、人材育成等、ガイドブックとおおむね同様とするが、各項目の配置等のデザインは受託者で行う。
また、企業ロゴデータ(掲載を希望する企業のみ)も受託者が掲載企業から直接入手する。
 - ・ ページ作成後、県の内容確認を受けた上で、掲載企業への内容確認を個別に行う(電子メールや電話により確認し、適宜、内容の修正・再確認を行う。)
- ※なお、令和5年度以降、既掲載企業のデータ更新や新規企業の追加を行う予定である。

④ 先輩インタビュー記事の作成

- ・ 実際に建設産業の世界で働く若手社員が語る「建設産業の魅力」を、顔写真とコメントの形で掲載する(上記③の掲載企業から10名程度選定)。
- ・ 文字数、画像数、掲載企業については県と適宜協議・調整して決定するが、目安として、文字数は1本あたり600文字程度、画像は、1本あたり2～4点を想定している。
- ・ 県内企業に取材し掲載内容を作成する。必要な画像データも企業から入手する。
- ・ 構成等は、受託者が原案を作成し、それに基づいて県と協議の上、作成する。
- ・ 資料収集、現地取材及び写真撮影等、記事作成にかかる一切の業務を受託者が行う。

⑤ 特集ページ記事の作成

- ・ 最新の建設現場の情報を届けてイメージ向上を図るため、特集記事を掲載する。
- ・ テーマは、「めざせ!ドボジョ(女性技術者のこと)」「建設業×ICT」「建設業×外国人材」の3本を想定している。記事の内容や取材先等は、県と協議の上、決定する。
- ・ 構成等は、受託者が原案を作成し、それに基づいて県と協議の上、作成する。
- ・ 文字数、画像数については県と適宜協議・調整して決定するが、目安として、文字数は1本あたり600文字程度、画像は、1本あたり2～4点を想定している。
- ・ 資料収集、現地取材及び写真撮影等、記事作成にかかる一切の業務は受託者が行う。

⑥ 作成留意事項

- ・ パソコン、タブレット、スマートフォンからストレスを感じずに閲覧できるものとする(体裁、データ容量等を考慮する。)
- ・ 閲覧ユーザー情報や、訪問経路、閲覧数等を把握するため、GoogleAnalytics等を活用した分析とレポート機能を実装すること。
- ・ 作成したデータを当ポータルサイト等に掲載することの了承を掲載企業から得ること。
- ・ 他機関とのコラボなど、話題性を作り、サイト閲覧者を増やすための提案を行うこと。
- ・ 文章を執筆するライターは、就職促進、企業紹介、求人サイト等の執筆経験があることが望ましい。
- ・ 県庁公式ホームページ等に掲載するバナーを作成すること。

- ・ SNSなどによる広報・広告についても併せて提案を行うこと。
- ・ 後年度負担の目安についても提案すること。

(3) 構築方法等について

- ・ 本システムの構築方法は、本県のサーバ統合基盤の利用もしくは、情報セキュリティ対策が考慮されたクラウドサービスとする。
- ・ 本県のサーバ統合基盤を利用する場合は、「宮崎県サーバ統合基盤提供業務サービス仕様書（利用者向け）」（別紙2）を参照し、「2.3システム担当課とサーバ統合基盤の役割分担」のシステム担当課の役割について受託者で実施すること。
- ・ コンテンツ更新と管理は、CMSで行えるものとする。
- ・ システム構築後の運用・管理について、登録情報の更新や追加について管理者の負担がなく、情報の確実性が担保された仕組み・設定を構築すること。
- ・ サイトの管理機能は、本県が承認した保守員のみアクセスを許可するようIPアドレス等でアクセス制限が可能なこと。
- ・ 最新の情報等をもとにセキュリティ対策を実施していること。
- ・ システム構築で採用したソフトウェア等の脆弱性が発見された場合、速やかに対応すること。
- ・ アプリケーション及びシステム構築で採用するソフトウェア等は、契約期間内にサポート期限を迎えない調達とすること。ただし、本県のサーバ統合基盤を利用する際に本県より提供されるソフトウェア等は除く。
- ・ 本県のサブドメインを使用することとし、サーバ統合基盤から提供されるサーバ証明書のインストールを行うこと。
- ・ 宮崎県ホームページアクセシビリティ方針に準拠すること。

(4) 業務履行場所

原則として、受託者拠点からの遠隔操作によって作業を行う。ただし、県と受託者が県庁舎内で協議等を行う場合、県が所有する資料等を業務上の必要により閲覧する場合、その他県が必要と判断する場合は、県が調整し、確保する。

(5) コンテンツ更新・管理に関する要件

コンテンツの作成者及び承認者に対して、コンテンツの作成が行えるようになるためのマニュアルを作成し、本県と協議して決定する操作研修会を1回以上実施すること。

(6) 運用に関する要件

① 運用支援

ポータルサイト及びツールの作成、編集、運営に関する次の内容について積極的な支援を行うこと。

(ア) ポータルサイト及びツールの運用支援

運用面へのアドバイス、最新技術の提案など積極的な支援を行うこと。

- (イ) ポータルサイト開設に伴う諸手続き等の支援
主要検索エンジンへの登録代行等、ポータルサイト開設に伴う必要な諸手続きを行うこと。
- (ウ) 運用中に軽微なデザイン変更等の要望があった場合、保守費用の範囲内で対応を行うこと。なお、具体的な上限時間や軽微なデザイン変更の考え方について本県と協議して決定すること。
- (エ) 四半期毎にポータルサイトおよびツールの利用状況を報告すること。

② システム保守

- (ア) 保守・サポート時間は、緊急時を除き平日 8 時 30 分から 17 時 30 分とするこ
ととし、対応窓口への連絡先を明確にしておくこと。
- (イ) サーバ機器の保守（障害時の対応やネットワーク監視等）については、24 時間 365
日ポータルサイトの運用・利用を実現すること。
- (ウ) システム全般において、脆弱性が発見される等システムアップデート等の改修が
必要な場合は、速やかに対応すること。
- (エ) 1 日 1 回以上、定期的にデータのバックアップを行い、万一データが消失した場
合でも速やかな復旧が可能な体制を提供すること。
- (オ) コンピュータウイルス、不正アクセス、ポータルサイト改ざん等の外的な脅威に
対する防止策について万全の対策を講じること。
- (カ) 契約期間中において、OS のパッチ適用やウイルス対策ソフトのパターンファイ
ル更新を行うこと。
- (キ) 保守の範囲でブラウザのバージョンアップに係る対応を行うこと。
- (ク) 障害の早期発見のため定期点検を行うこと。
- (ケ) 異常または障害が発見された際には、直ちに本県へ連絡し、復旧手段について万
全を期す体制および運用が可能であること。
- (コ) 障害発生時には、迅速に調査し、対処及び復旧作業を行うこと。復旧時間につい
て、平日日中帯は原則 8 時間以内、夜間・休日帯は原則 24 時間以内とする。（ただ
し、データセンター及びネットワークが起因するものは除く）また、障害対応後は、
原因・影響範囲・対応方法・再発防止策等を報告書にまとめ提出すること。

③ CMS のバージョンアップ

- (ア) 導入する CMS のバージョンアップ（機能追加）が行われた場合、必ずバージョ
ンアップの提案をすること。
- (イ) バージョンアップに係る費用については、可能な限り保守の範囲内で行うこと。

7 成果品等

- (1) ポータルサイト一式
- (2) 成果報告書（紙媒体 1 部）
- (3) 職員用操作マニュアル（紙媒体 1 部、電子データ 1 部）
- (4) 建設業 PR 動画（電子データ 1 部 ※mov または mp4 形式）
- (5) 打ち合わせ記録簿（各打合せ終了後、電子データで納品）
- (6) 工程管理表（電子データ 1 部）

8 概ねのスケジュール（予定）

令和4年8月	企画提案競技、業者決定、契約締結
8月～9月	受注業者とのサイトに掲載するコンテンツ、デザイン等の検討
9月～12月	取材・校正、ポータルサイト構築
令和5年3月	ポータルサイト公開

9 その他留意事項

（1）著作権

ホームページ及びツール等作成に関する一切の著作権は宮崎県に属するものとする。ただしオペレーションシステム・ミドルウェア・CMS等のパッケージは含まない。

（2）守秘義務

本業務の遂行にあたり、受託者は業務上知り得た事項を第三者に漏えいしないように十分注意すること。

（3）賠償責任

受託者の責により、県又は第三者に損害を与えた場合には、受託者がその損害を賠償すること。

（4）疑義に関する協議

本仕様書において明示なき事項または疑義が生じた場合、その都度、県と協議すること。

（5）不良個所等の対応

業務完了後に、受託者の責任に帰すべき理由による納品物の不良個所等があった場合は、受託者は速やかに必要な修正等の対応措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。

（6）再委託

受託者は、業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、成果品の品質向上のための委託、業務の効率性向上のための委託、宮崎県に本社を置く地元企業の技術力向上につながるための委託についてはこの限りでない。

なお、この場合であっても書面による本県の承認を得ることとし、再委託先についても、受託者と同様の制約を負わせるものとする。

（7）契約期間が終了した場合（契約が解除された場合を含む。）の対応

- ① サーバ内の電磁的記録について、次期システムへの移行のために必要なものを本県の指示に従い、CSV など一般的なフォーマットの電子データとして提出すること。
- ② 次期システム移行のために必要な技術情報の提供を行うこと。

（8）その他

本仕様書に定められていない事項は、双方協議して定める。

10 経費

本業務に関する経費については、全ての業務について受託者の負担とする。

11 成果品等の納入場所

〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号
宮崎県県土整備部管理課

12 著作権

本業務の成果品の著作権は、県に帰属するものとする。

13 業務遂行上の注意事項

- (1) 委託業務の遂行に関し、必要な能力と経験を有する業務責任者を定めることとする。
また、業務遂行体制を明らかにするものとする。
- (2) 業務の内容を精査し、効率的な業務の遂行に努めることとする。
- (3) 委託業務の遂行にあたり疑義が生じた場合又はこの仕様書に定めのない事項については、県と十分協議を行うこととする。